

浜岡原子力発電所 5号機 低圧タービン組立前の検査終了について

平成 19 年 1 月 17 日

昨日(1月16日)、5号機において、経済産業省による低圧タービン組立前の使用前検査(1)が終了し、低圧タービンの組立工事を開始しましたのでお知らせします。

組立工事終了後は、原子炉を起動し、運転状態で行う使用前検査を受検する予定です。

【これまでにお知らせした内容】

浜岡原子力発電所 5号機低圧タービンの圧力プレート設置等の工事について、平成18年11月8日に、経済産業大臣に工事計画(2)の届出を行い、現在、審査を受けています。

[\(平成18年11月8日お知らせ済み\)](#)

経済産業大臣より、当該工事計画の審査に当たっては、法律で定められた期間(3)内に終了しないことから、審査期間を平成18年12月22日まで延長するとの主旨の通知がありました。

[\(平成18年12月6日お知らせ済み\)](#)

圧力プレート設置等に係る工事計画の審査期間が、平成18年12月22日に終了し、翌23日より低圧タービン組立前の使用前検査に向けた準備作業を開始しました。

[\(平成18年12月25日お知らせ済み\)](#)

- 1 使用前検査とは、電気工作物の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものです。使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならないことになっています。電気工作物とは電気を供給するための設備や機器の総称です。なお、5号低圧タービンの場合、低圧タービン組立前の検査、および、運転状態での確認検査が実施される予定です。
- 2 発電所設備の設置工事等を行う場合には、電気事業法上、工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出を行うこと、と規定されています。
- 3 電気事業法に基づく工事計画の届出を行った場合、審査期間は届出の受理日から30日と決められていますが、審査が相当期間を要する場合は、その期間を延長することができるかとされています。本工事計画については、審査期間は12月22日までと通知を受けています。この審査期間が終了すると、手続きの上では、本届出に関わる検査に向けた準備作業や工事が実施可能となります。

以上